資料2

表示方法について(その3)

- < 前回までの議論(第11回、第12回 >
- 加工食品の一括表示について、
- ○表示の様式を厳密に規定している<u>現行の規定は見直すべき</u>。(様式の自由化)
- ○ただし、<u>一括して表示するという考え方は維持すべき</u>。
- ○表示方法について、商品特性に応じ、<u>事業者が創意工夫を図ることができるよう</u>にすべき。(ITの活用の可能性なども含む。)



本日議論していただきたい事項

- 一括表示方法のあり方について、主な表示項目ごとに、以下の観点を参考に検討。
- 一括して表示されることが必要か(強調表示とダブルで表示する必要があるか)
- 誤認防止上、何か制限が必要か
- 表示が見やすいか(文字の大きさ、文字数等)
- 事業者にとって実行可能か

1. 主な表示項目と表示位置

(1) 現状

一括表示の様式に従い、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造者等の表示が必要。

現行の一括表示様式

名称

原材料名

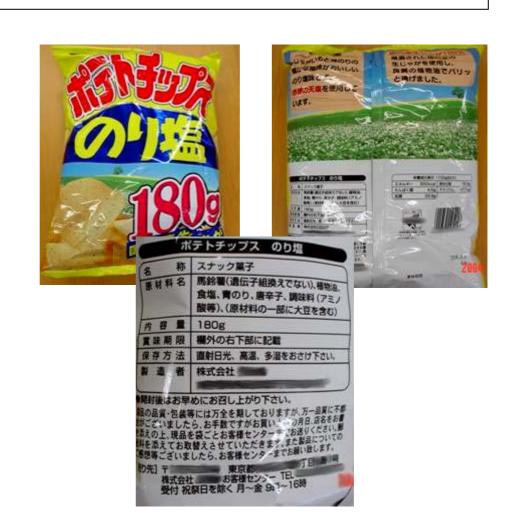
内容量

賞味(消費)期限

保存方法

製造者

このほか、食品によっては固形量、内容総量、原産国名、原料原産地名等が必要。



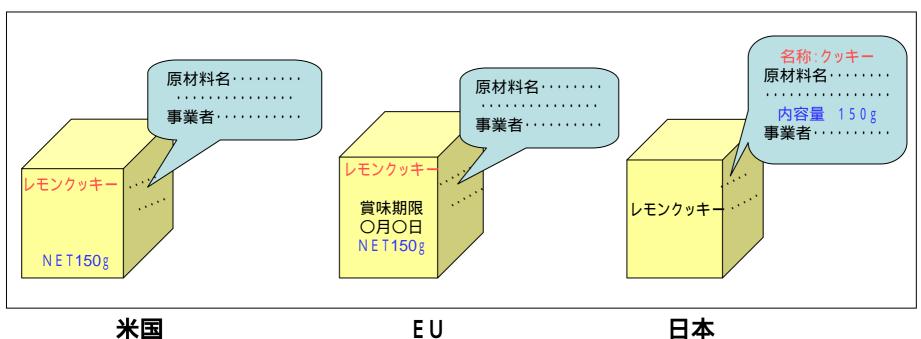
(2) 表示位置に関する外国との比較

名称と内容量は目立つ位置に、かつ同じ視野の中に入る必要。 CODEX 主要表示面(最も大きな面)・・・・・・・・・・・・名称、内容量 米国

> (主要表示面の右面)・・・・・・原材料名、事業者、栄養表示 情報面

EU 名称、内容量、賞味期限は同じ面(このほか原材料名等は必要)

これらの「名称」は、日本の表示規準上の「名称」と異なり、商品名でも構わない。



日本 ΕU

3

2. 名称(JAS法)

一括表示に、その内容を表す一般的な名称を記載。ただし、一部の食品については、個別の品質表示基準に基づき名称規制が存在。

(問題点)

- (1) 商品名から<u>一般的名称が明らかな商品であっても、別途一括表示に名称表</u> <u>示が必要</u>。(例:商品名:レモンクッキー 名称:クッキーの表示が必要。)
- (2) 一部の品目については、個別食品の品質表示規準に定められた<u>定義に合致しない場合、当該名称を使用できない</u>。 {名称表示規制}

(検討の視点)

商品名から一般的名称が明らかな食品について、一括表示内の名称表示の必要性。

(2) の名称規制がある食品については、名称規制のあり方の検討の中で適切に対応する必要。

[名称規制については、「JAS制度のあり方検討会」において別途検討されており、7月1日に中間取りまとめが公表され、パブリックコメントを募集中。]

(例1)

(表面)

のり塩味

ポテト

180g

名称 スナック菓子

原材料名 ばれいしょ、植物油、食塩、 青のり、唐辛子、調味料(アミノ酸等)、 (原材料の一部に大豆を含む)

内容量 180g

賞味期限 欄外の右下部に記載

保存方法 直射日光、高温、多湿をお避けください。

製造者 株式会社

県市

(裏面)



2004.8.15

3.内容量(JAS法(計量法))

一括表示に、単位を明記して記載。(計量法では、一括表示の規定はなし)

(問題点)

- (1) CODEX、米国、EUとも、名称(商品名)と同じ視野の中に表示することとされている。
- (2) 我が国の一括表示は主要表示面(表面)でな〈裏面に表示されている場合が 多いが、消費者にとっては内容量は価格と合わせて商品選択上最も重要な 情報の一つであり、別途表面に表示されている場合も多い。



(検討の視点)

内容量について、見やすい表示箇所の検討。(一括表示内に表示する必要性)

(例2)

(表面)

のり塩味

ポテト チップ

180g

名称 スナック菓子

原材料名 ばれいしょ、植物油、食塩、青のり、唐辛子、調味料(アミノ酸等)、 (原材料の一部に大豆を含む)

<u>内容量 180g</u>

賞味期限 欄外の右下部に記載

保存方法、直射日光、高温、多湿をお避けください。

製造者 株式会社

県へ市

(裏面)

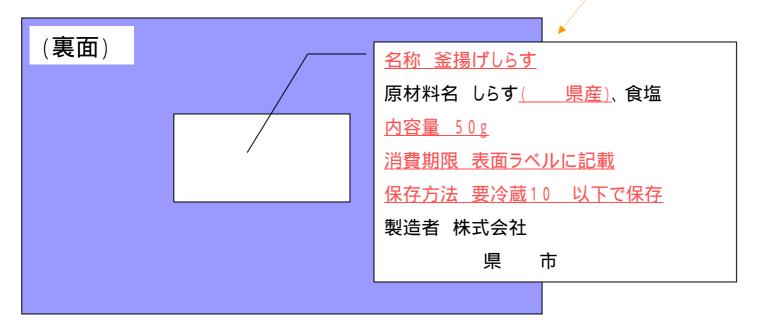


2004.8.15



(例3)バルクで製造した製品を店頭で小分け販売する例

ほとんどの表示事 項をダブルで表示



4.消費期限又は賞味期限、保存方法(食衛法・JAS法)

一括表示に記載。ただし、一括表示に記載することが困難な場合は、賞味期限 欄に記載箇所を表示すれば、一括表示外への記載が可能。

保存方法についても、賞味期限に近接して一括表示外への記載が可能。

(問題点)

記載箇所を具体的に示していなかったり、印字のみであるために「どこに書いてあるかわかりにくい商品がある。」との指摘がある。



(検討の視点)

記載箇所がわからなかったり、印字の意味が理解できないことのないよう、 記載箇所等の明確化。

5.製造者(食衛法·JAS法)

一括表示に「製造業者等の氏名又は名称及び住所」を記載。

JAS法では、表示を行う者が製造業者「製造者」、加工包装業者「加工者」、 販売業者「販売者」、輸入品「輸入者」と表示。

食衛法では、「製造所または加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名」とされ、「製造所」についてはあらかじめ厚生労働大臣に届け出れば製造所固有記号による記載が可能。

(問題点)

「製造者」「加工者」等の用語の使い分けが複雑でわかりに〈い。

[製造者の表示については、製造所固有記号の検討の中で、別途検討]

6.原材料名(JAS法·食衛法)

一括表示に、使用した原材料を重量割合の多い順に、食品添加物以外の原材料と食品添加物に分けて記載。

アレルギー表示、原料原産地表示、遺伝子組換え表示についても、原材料表示の一部として表示。

(問題点)

原材料表示が充実されつつある中、わかりやすい表示を実現するために工夫は可能か。

アレルギー表示以外の強調表示を認めるべきか。